

広島市における民生委員・児童委員の担い手の 確保、活動しやすい環境づくり等に向けた提案

平成30年8月

広島市民生委員・児童委員に関する懇談会

はじめに

民生委員・児童委員は、地域における課題をいち早く見つけ、必要な支援につなげるべく、日頃から地域を歩き、また、高齢者サロンや子育てサロンなどの地域福祉活動にも携わるなど、コミュニティを支え、地域福祉を推進する重要な役割を担っている。

一方、高齢者の増加やコミュニティ意識の希薄化等に伴い、その負担が増加し、担い手の確保が困難になっており、広島市においても、欠員が増加している状況である。

「広島市民生委員・児童委員に関する懇談会」では、民生委員・児童委員の担い手の確保及び活動しやすい環境づくり並びに民生委員・児童委員活動の市民等への理解の促進について、意見交換を重ねてきた。

本書は、懇談会における意見交換の結果として、平成31年の次期一斉改選に向けて必要と考えられる取組をとりまとめたものである。

懇談会においては、取組案に関する議論のほか、民生委員・児童委員が担う役割や、民生委員・児童委員の自主性・奉仕性・地域性という基本的性格についての議論も行い、民生委員・児童委員がその力を十分発揮するためには、活動環境の整備、地域における民生委員・児童委員活動に対する理解、そして行政のサポートが必要不可欠であることが改めて明らかとなった。特に、民生委員・児童委員の業務量と業務内容の見直しについては、今後も検討を継続すべき課題である。

このとりまとめ結果を踏まえ、広島市において、民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会をはじめとする関係者と調整を図りながら、「地域共生社会」の実現に向けて重要な役割を担う民生委員・児童委員の充足と活動の充実に向けて取り組まれることを期待したい。

目 次

はじめに

I 民生委員・児童委員の担い手の確保のための取組・・・・・・・・・・	1
II 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりのための取組・・・・・・・・	12
III 民生委員・児童委員活動に関する市民等の理解を促進するための取組・・・・	25

<参考資料>

広島市民生委員・児童委員に関する懇談会 開催要綱・・・・・・・・・・	29
広島市民生委員・児童委員に関する懇談会 委員名簿・・・・・・・・・・	30
広島市民生委員・児童委員に関する懇談会 開催経過・・・・・・・・・・	31
広島市民生委員・児童委員に関する懇談会における主な意見・・・・・・・・	32

I 民生委員・児童委員の担い手の確保のための取組

1 年齢要件、住所要件の見直し

① 年齢要件の見直し

■ 取組の方向性

- ・ 区域担当の新任者の年齢要件を「68歳未満。ただし、68歳未満の者に適任者がいない場合には75歳未満」に変更する。
- ・ その他の年齢要件は変更しない。

《理由》

- ・ 65歳まで働く人が増えており、原則68歳未満とした方が候補者を見つけやすいと考えられる。
- ・ 67歳で民生委員・児童委員に就任した場合でも、3期9年務めることができ、活動の質が保たれる。
- ・ 現行の区域担当の再任者の年齢要件は、体力の低下等を勘案すると妥当。
- ・ 現行の主任児童委員の新任者・再任者の年齢要件は、子育て世帯、PTAや子ども会とのつながり等を勘案すると妥当。

【参考】現行の年齢要件

区 分	新任者（委員の経験のない者）	再任者（元委員を含む）
区域担当の民生委員・児童委員	65歳未満 ただし、65歳未満の者に適任者がいない場合には75歳未満	75歳未満 ただし、75歳未満の者に適任者がいない場合は78歳未満
主任児童委員	55歳未満 ただし、55歳未満の者に適任者がいない場合は65歳未満	65歳未満

※年齢は委嘱予定日現在

※国通知における基準：区域担当の民生委員・児童委員 原則75歳未満

主任児童委員 原則55歳未満

ただし、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能とされている。

② 住所要件の見直し

■ 取組の方向性

- ・「原則として担当予定の区域内の住民から選出する。ただし、担当予定区域内に適任者がいないなどの事情がある場合には、担当予定区域に居住していなくても、その区域が属している民生区内（地区民生委員児童委員協議会の区域内）に居住している者であれば就任可能である。」となっている住所要件に、「また、当該民生区内にも適任者がいないなどの事情がある場合には、当該民生区が属している行政区内に居住し、かつ、担当予定区域内に店舗を構えている等により、担当予定区域の実情を把握し、民生委員・児童委員活動が可能であると認められ、地区推薦母体から推薦された者も就任可能である。」を追加する。

※ 夜間などに緊急に要支援者への対応が必要となる場合も想定されるため、地区民生委員児童委員協議会内で、地区会長や隣接区域を担当する民生委員・児童委員等と日頃から情報共有を図るなど、委員同士の理解と連携が重要。

《理由》

- ・平成28年度の一斉改選時に、民生区内に居住していないが、担当予定区域内に店舗を構えている者は就任できるのかという問い合わせがあったが、住所要件のため、就任できなかった事例がある。
- ・民生区内に居住していなくても、担当予定区域内での就業や活動によって地域の実情を把握しており、地区推薦母体から推薦された者であれば、民生委員・児童委員活動に支障はないものと考えられる。

【参考】現行の住所要件

- ・ 原則として担当予定の区域内の住民から選出する。
- ・ ただし、担当予定区域内に適任者がいないなどの事情がある場合には、担当予定区域に居住していなくても、その区域が属している民生区内（地区民生委員児童委員協議会の区域内）に居住している者であれば就任可能である。

※国通知における基準

その地域に居住しており、その地域の実情を十分承知していることに加え、地域の住民が気軽に相談に行けるような者

2 市職員（再任用職員）の就任を可能とする条件設定

■ 取組の方向性

- ・市の再任用職員の就任を可能とする条件設定について、市人事当局と協議を行う。

（考えられる条件の例）

- ・再任用職員の所属が、担当区域の要支援者が手続等を行う可能性のある福祉関係の実施機関（福祉事務所（居住区）、児童相談所、精神保健福祉センター等）でないことを条件に、再任用職員が就任できることとする。

※民生委員・児童委員である再任用職員については、担当区域の要支援者が手続等を行う可能性のある福祉関係の実施機関への人事異動を避ける。

《理由》

- ・地域から、再任用職員が民生委員・児童委員に就任できるようにしてほしいとの要望がある。
- ・再任用職員の中には、それまでの市職員としての経験等を活かし、民生委員・児童委員活動を適切に行うことができる適任者もいると考えられる。
- ・他方、民生委員・児童委員である再任用職員が福祉事務所等に配置された場合は、担当区域の要支援者が福祉事務所等で手続を行う際などに、職員としての職務遂行と民生委員・児童委員の立場での職務遂行とが相反するおそれがないとはいえない。
- ・このため、再任用職員が民生委員・児童委員に就任しても、職務遂行に問題が生じないような条件を設定する必要がある。

【参考】現行の市職員の就任の取扱い

- ① 市の正規職員（現職）及び再任用職員は、市職員としての職務遂行と民生委員・児童委員の立場での職務遂行とが相反するおそれがあるため、就任できない取扱いとしている。
- ② 市の嘱託職員や臨時職員は、原則人事異動がなく、職務内容も限定的であることから、①の考え方にに基づき職務内容を確認した上で、問題がないと判断できる場合は、就任できる取扱いとしている（平成29年11月1日時点で61名が就任）。

3 各地区における定数の適正化

■ 取組の方向性

- ・国の区域担当の配置基準「220～440世帯ごとに1人」を踏まえ、担当世帯数が220世帯を下回り、世帯数が増える事情がなく、欠員となっている区域について、以下の手順により、定数減を検討する。

- ① 市が、担当世帯数が220世帯を下回り、世帯数が増える事情がなく、欠員となっている区域を選定
- ② 市（区役所）が、区民児協及び当該区域のある地区民児協に、定数減と各委員の担当区域の見直しの検討を依頼
- ③ 市（区役所）・区民児協・地区民児協で協議・調整
- ④ 区民児協及び地区民児協が、市（区役所）に検討結果を提出
※定数減を行わない場合は、定数減を行わない方が適当である理由を示す。
- ⑤ 当該検討結果を踏まえ、市が定数減を実施

- ・他方、担当世帯数が440世帯を上回っている区域について、以下の手順により、定数増を検討する。

- ① 市が、担当世帯数が440世帯を上回っている区域を選定
- ② 市（区役所）が、区民児協及び当該区域のある地区民児協に、各委員の担当区域の見直しによる担当世帯数の不均衡の解消の見込み、定数増・候補者確保の見込みの検討を依頼
- ③ 市（区役所）・区民児協・地区民児協で協議・調整
- ④ 区民児協及び地区民児協が、市（区役所）に検討結果を提出
- ⑤ 当該検討結果を踏まえ、市が、定数増を実施

- ・併せて、民生区の区域変更について、以下の手順により、検討する。

- ① 市（区役所）が、定数の増減員の検討依頼にあわせ、全ての区民児協及び地区民児協に、市の民生区設置基準（原則として、小学校区を単位とし、民生区内の民生委員（主任児童委員を含む。）の定数が9人以上であること）を示し、民生区の区域変更の希望を照会
- ② 民生区の区域変更を希望する区民児協及び地区民児協は、民生区の区域設定について他の関係団体と協議・調整
- ③ 地元調整が整った場合、区民児協及び地区民児協が、市（区役所）に民生区の区域変更の要望を提出
- ④ 要望を踏まえ、市が民生区の区域変更を実施

《理由》

- ・多くの欠員は「民生委員・児童委員は大変」というイメージにつながるため、欠員を減らすことが重要。
- ・これまでの定数の変更は、基本的に地区民児協から要望があった場合に行っており、過去10年間で減員は3人のみ。
- ・担当世帯数が220世帯を下回り、欠員となっている区域は28区域。
- ・他方、担当世帯数が440世帯を上回る区域もある。
- ・このため、区域担当の定数の適正化を図る必要があり、地区民児協からの要望を待つだけでなく、市が対象となる区域を選定して、区民児協及び地区民児協に検討を依頼することが必要。
- ・区域担当の定数の多い民生区の中には、地区民児協の運営、学校や地区社協との連携、地理的状況などから、民生区の区域変更が適当な場合があると考えられる。
(平成29年度：民生区数100、地区社協数138)
- ・民生区の区域変更は、地区民児協から要望があった場合に行ってきたが、過去10年間で区域変更による民生区の新設は5件のみ。

【参考】

1 民生委員・児童委員の配置基準に関する国の参酌基準

区域担当の民生委員・児童委員配置基準

区分	配置基準
1 東京都区部及び指定都市	220から440までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人

※ 市の民生委員・児童委員の定数1人当たりの世帯数316

委嘱数1人当たりの世帯数330（平成29年11月1日現在）

2 現行の民生委員・児童委員の定数変更に関する市の基準

※ 定数変更は、地区民生委員児童委員協議会から要望があった区域について、以下の基準により審査する。

(1) 増員

区 分	全て満たす必要がある要件	いずれかを満たす必要がある要件
区域担当民生委員・児童委員	・440世帯を超えている。 ・民生区内の担当区域の見直しを行っても、担当世帯数の不均衡が解消できない。 ・民生区内に欠員がない。 ・新規委嘱が可能	・当該区域に隣接する区域を加えて算出した一人当たりの担当世帯数が全市の平均値を超えている。 ・高齢者（65歳以上）又は児童（0～14歳）の割合が市の平均値を超えている。 ・その他、増員が必要と認められる特別の事情がある。

(2) 減員

区 分	いずれかを満たす必要がある要件
区域担当民生委員・児童委員	・担当世帯数が 220 世帯を著しく下回っており、今後も世帯数が増える見込みがない区域である。 ・民生区内の担当区域の見直しを行っても、定数に余分が生じる。

3 現行の民生区の変更に関する市の基準

民生区の変更が必要な特別の事情があること。また、新設する民生区が市の民生区設置基準（原則として、小学校区を単位とし、民生区内の民生委員（主任児童委員を含む。）の定数が 9 人以上であること）に沿ったものであること。

4 主任児童委員の定数増

■ 取組の方向性

- ・主任児童委員の配置基準について、「民生委員・児童委員の定数39人以下」の地区民児協は主任児童委員2人、「民生委員・児童委員の定数40人以上」の地区民児協は主任児童委員3人を基本としつつ、子どもの割合が市の平均を上回り、主任児童委員の定数増を希望する地区民児協において、候補者確保の見込みがある場合には、主任児童委員の定数増を行う。

《理由》

- ・主任児童委員の配置基準は、地区民児協の民生委員・児童委員の定数に応じたものとなっており、子どもの割合が高い地域の方が主任児童委員の負担が大きくなっていると考えられる。
- ・このため、子どもの割合が高い地域において、主任児童委員の定数増を行うことができるようにする必要がある。

【参考】

1 民生委員・児童委員の配置基準に関する国の参酌基準

主任児童委員配置基準

地区民生委員児童委員協議会の規模に応じて次表により算出された数とする（地区民生委員児童委員協議会の規模に主任児童委員の定数は含めない）。

地区民生委員児童委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人

2 現行の民生委員・児童委員の定数変更に関する市の基準

※ 定数変更は、地区民生委員児童委員協議会から要望があった区域について、以下の基準により審査する。

(1) 増員

区 分	全て満たす必要がある要件	いずれかを満たす必要がある要件
主任児童委員	なし	・区域担当の増員により、当該民生区の区域担当の数が、40人以上となる。 ・その他、増員が必要と認められる特別の事情がある。

(2) 減員

区 分	全て満たす必要がある要件	いずれかを満たす必要がある要件
主任児童委員	なし	・区域担当の減員により、当該民生区の区域担当の数が、39人以下となる。 ・その他、減員が必要と認められる特別の事情がある。

5 幅広く多くの候補者を確保するための方策

① 区役所と地域の関係団体の協力体制の構築

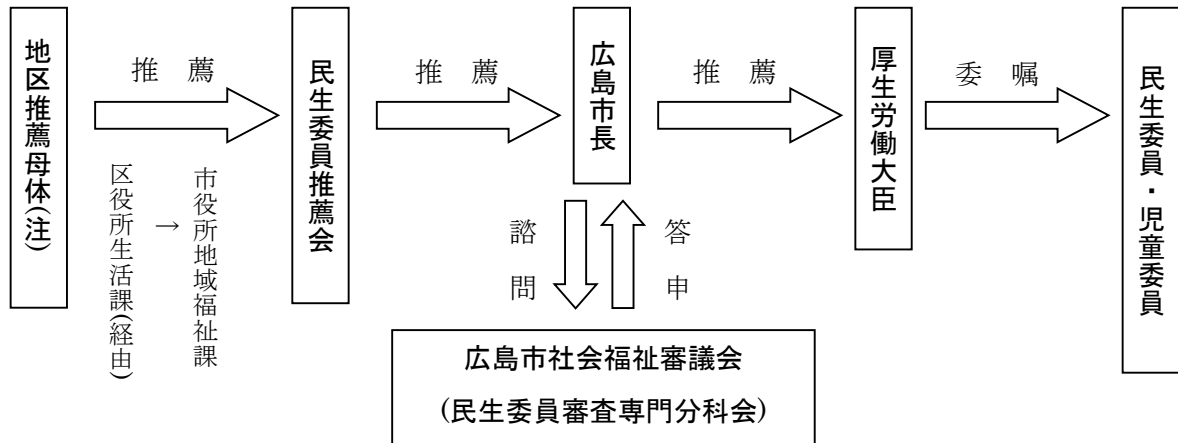
■ 取組の方向性

- ・平成31年12月の一斉改選に向けて、既に欠員がある民生区及び欠員が見込まれる民生区において、区役所と地域の関係団体で課題、スケジュール、進捗状況等を共有し、協力しながら候補者の確保・推薦を進めていく連絡調整会を設ける（既存の類似の場合がある場合は、既存のものを活用）。
- ・連絡調整会の規模については、民生区単位とすることを基本とするが、地域の実情に応じて、複数の民生区をグループ化した単位とすること、区全体で1つとすることも可能とする。
- ・地域の関係団体については、地区推薦母体を構成する①町内会又は自治会等、②社会福祉協議会、③民生委員児童委員協議会とともに、民生委員・児童委員活動と密接な関係を有する④PTA、⑤母子寡婦福祉会又は女性会、⑥老人クラブ、⑦青少年健全育成連絡協議会、⑧子ども会育成協議会（平成25年の一斉改選前までの旧推薦団体）とすることを基本とするが、地域の実情に応じて決定することとする。
- ・さらに、候補者の確保に難航する場合は、当該民生区の連絡調整会で候補者を選定し、みんなで民生委員・児童委員の就任をお願いするという方法も考えられる。

《理由》

- ・民生委員・児童委員は、地域で住民の立場から地域福祉を推進する役割であり、地域において、担い手を確保していくことが重要である。
- ・他方、地区推薦母体の必須団体が減ったこと（8団体→3団体）により、候補者探しに関する旧推薦団体の関心が低下したとの声がある。
- ・また、地域から、市にも候補者探しにもっと関与してもらいたいとの要望がある。
- ・ただし、候補者探しの手順、地域の関係団体の役割等は、地域ごとに様々であり、市全体で、一律の対応とすることは困難。
- ・このため、区役所と地域の関係団体が協力して候補者の確保・推薦を進めていく体制について、地域の実情に応じて構築することが必要。

【参考】現行の委嘱までの流れ



※注 地区推薦母体

民生委員・児童委員活動と密接な関係を有する団体のうち、①町内会又は自治会等、②社会福祉協議会、③民生委員児童委員協議会を必須とした3団体以上を推薦母体としている。

平成25年の一斉改選前までは、④PTA、⑤母子寡婦福祉会又は女性会、⑥老人クラブ、⑦青少年健全育成連絡協議会、⑧子ども会育成協議会も必須の推薦母体であった。

② 民生委員・児童委員候補者又は民生委員協力員を募集し、応募者があれば地区推薦母体又は地区民児協に紹介する仕組みのモデル実施

■ 取組の方向性

- ・ 欠員のある地区民児協において、民生委員・児童委員候補者の公募の希望がある場合には、市ホームページ、市広報紙、ポスター、チラシ、回覧板等で、選定基準を示して、当該区域の候補者を幅広く募集し、応募者があれば、区役所が民生委員・児童委員の役割・活動等を説明した上で、地区推薦母体に紹介する仕組みをモデル実施する。
- ・ 紹介後は、地区推薦団体と区役所において、応募者の審査（書類、面談等）を行い、適任者であれば、候補者として推薦する。
- ・ 地区民児協において、民生委員協力員の公募の希望がある場合には、市ホームページ、市広報紙、ポスター、チラシ、回覧板等で、選定基準を示して、当該区域の民生委員協力員を幅広く募集し、応募者があれば、区役所が民生委員協力員の役割・活動等を説明した上で、地区民児協に紹介する仕組みをモデル実施する。
- ・ 紹介後は、地区民児協と区役所において、応募者の審査（書類、面談等）を行い、適任者であれば、民生委員協力員として申請する。

《理由》

- ・ 退任する民生委員・児童委員、地区民児協会長、町内会長等が候補者を探しているが、候補者が確保できず、欠員となっている区域が増えている。
- ・ 他方、民生委員・児童委員活動は誰でも行えるものではなく、地域において、適任者を推薦する必要がある。
- ・ このため、候補者をできる限り確保する観点から、候補者を幅広く募集した上で、応募者を地域で審査し、適任者を推薦する仕組みをモデル実施する。
- ・ また、まずは民生委員協力員の活動から始めることもできるよう、民生委員協力員の公募の仕組みもモデル実施する。

【参考】 現在は、民生委員・児童委員候補者及び民生委員協力員の公募はしていない。

6 公務員OBの就任促進

■ 取組の方向性

公務員OB（市役所、県庁、警察、教員）の退職者団体への広報や協力依頼、現役職員の退職後のライフプランに関する研修会等での民生委員・児童委員への就任の呼びかけを強化する。

（考えられる取組強化の例）

- ・市役所職員だけでなく、新たに県庁職員、警察職員、教員を対象に取組を実施。
- ・退職者団体の会合において、民生委員・児童委員の体験談を交えたプレゼンテーションを行い、民生委員・児童委員への就任を呼びかける。
- ・現役職員の退職後のライフプランに関する研修会等において、民生委員・児童委員の体験談を交えたプレゼンテーションを行い、退職後の民生委員・児童委員への就任を呼びかける。

《理由》

- ・地域から、公務員OBがもっと民生委員・児童委員に就任してほしいとの要望がある。
- ・公務員OBの中には、それまでの公務員としての経験等を活かし、民生委員・児童委員活動を適切に行うことができる適任者もいると考えられる。
- ・このため、候補者のすそ野を拡大する観点から、公務員OBへの民生委員・児童委員の就任の呼びかけを強化する必要がある。

【参考】現在の取組

- ・市職員の退職者団体の会合におけるチラシ配布と会報への記事掲載
- ・現役の市職員の退職後のライフプランに関する研修（55歳対象）におけるチラシ配布

Ⅱ 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりのための取組

１ 高齢者を地域全体で見守り支え合うネットワークづくりの推進

■ 取組の方向性

① 高齢者地域支え合い事業の推進

- ・地域包括支援センターがコーディネーターとなり、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、町内会・自治会、単位老人クラブ等様々な活動主体が連携し、高齢者を地域全体で見守り支え合うためのネットワークの構築（高齢者地域支え合い事業）を推進する。

② 民間事業者と連携した見守りネットワークの形成

- ・郵便局、新聞販売店、弁当などの宅配業者、牛乳・乳酸菌飲料配達事業者、コンビニエンスストア等の民間事業者と連携協定を締結し、協力事業所として登録して、事業者が通常業務において地域の高齢者の異変（ポストに郵便物・新聞がたまっていたり、同じ洗濯物が出しっぱなしになっている等）に気付いた場合に、地域包括支援センターに連絡してもらう見守りネットワークの形成について検討する。

（考えられる取組の例）

- ・市が本店等と連携協定を締結し、市内の全店舗を協力事業所として登録する。
- ・市が協力事業所の募集を行い、個別に各店舗や個人事業主等と連携協定を締結し、協力事業所として登録する。

③ 民生委員・児童委員活動における個人情報の取扱い

- ・市民生委員児童委員協議会理事会が平成 17 年の個人情報保護法施行時に策定した「民生委員・児童委員活動と個人情報」について、全国民生委員児童委員連合会が編集している「民生委員・児童委員のひろば」（2017 年 6 月号）に掲載された「個人情報保護と民生委員・児童委員活動」を踏まえ、個人情報の第三者提供の本人同意をいかに得るかなどの内容を盛り込み、民生委員・児童委員と地域の関係団体等との連携を促進する。

《理由》

- ・高齢者地域支え合い事業を進めることにより、民生委員・児童委員だけでなく、地域全体で高齢者を見守る体制となる。
- ・民間事業者は通常業務で地域の高齢者と接しており、民間事業者と連携することにより、見守りネットワークを重層化することができる。
- ・全国民生委員児童委員連合会編集の「個人情報保護と民生委員・児童委員活動」においては、相談を受けた住民を適切な支援につなぐため、個人情報の第三者提供の包括的同意を本人や家族から口頭で得ておくことが適当であるとされている。

【参考】高齢者地域支え合い事業

- ・地域包括支援センターがコーディネーターとなり、小学校区を基本として、民生委員や地区社会福祉協議会、町内会・自治会、単位老人クラブといった様々な活動主体の連携強化及び見守り活動情報の一元化・共有化を図ることができるネットワークを構築する。
- ・平成 28 年度までに市内 41 の全地域包括支援センターに職員 1 名を増員した。

《取組状況》

目標：平成 32 年度までに全小学校区（138）で実施

実績：平成 29 年 12 月末現在 70 小学校区

２ ６５歳以上の高齢者の状況確認調査の見直し

■ 取組の方向性

- ・ ６５歳以上の高齢者の状況確認調査について、見守り等の支援が必要な者を把握し、相談・支援や地域での見守り活動につなげるための調査として、調査項目、調査期間等を見直す。
- ・ また、見守り等の支援が必要な者については、調査の際に、地域包括支援センターや、見守り活動を行う社会福祉協議会、町内会・自治会、単位老人クラブ等の地域団体への情報提供の同意を口頭で得ることとする。

《理由》

- ・ 現行調査は、市の高齢者施策推進プランの基礎資料を得るために３年ごとに実施しており、民生委員・児童委員が高齢者を訪問し状況把握する機会としても活用されている。
- ・ 調査対象となる高齢者が増加する中、プラン策定スケジュールのため、調査期間が実質２か月と短く、民生委員・児童委員の負担となっている。
- ・ 調査項目は、世帯状況、サロンへの参加状況、健康状態等であるが、プラン策定に必要なデータは、国勢調査の結果等で代用可能である。
- ・ 支援を必要とする者を把握し、民生委員・児童委員による相談・支援活動だけでなく、地域の見守り活動につなげるための調査とする必要がある。

【参考】

《広島市在住の６５歳以上の高齢者の状況確認のための調査》

(1) 調査目的等

広島市内の在宅高齢者の生活実態について、基本的な事項を把握し、高齢者保健福祉施策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

また、民生委員法上要請されている援助を必要とする者の状況を把握することにつながるものであり、職務の円滑実施にも資する。

(2) 調査対象者

広島市内に居住している６５歳以上の者（施設入所者等を除く。）

(3) 調査時期

３年に１回、民生委員・児童委員の一斉改選（１２月１日）後の３月～５月に実施
（調査票などの配布は３月中旬以降）

(4) 調査方法

原則、担当区域の民生委員が、調査対象者又はその世帯に属する者等に面接して行う。

(5) 調査項目

世帯状況、家族等との連絡状況、サロンへの参加状況、町内会・自治会加入状況、健康状態（要介護認定の有無等）、地域・社会奉仕活動状況、就業状態など

(6) 平成 28 年度調査の実施状況

対象者数	調査不能者数	調査実施者数	実施率	区域担当の民生委員 1人当たりの対象者数
268,503 人	17,488 人	251,015 人	93.5%	159.5 人

※調査不能者は、不在又は調査拒否等の理由により面接調査ができなかった者。

３ 地区民児協定例会におけるケース検討の充実

■ 取組の方向性

- ・ 地区民児協定例会で、日ごろの活動で困っていることなどを話し合ったり、ケース検討を行ったりする時間がとれるよう、市民児協理事会の議題のうち、地区民児協定例会では情報提供不要であるものについては、市民児協理事会結果報告書にその旨を表示して地区民児協会長に提供する。
- ・ 地区民児協会長を対象とした研修において、地区民児協定例会の進め方や効果的なケース検討の方法、新任委員でも話がしやすい雰囲気づくりについて話し合うグループワークを実施する。

《理由》

- ・ 地区民児協定例会においては、市民児協理事会の結果報告書に基づき、地区民児協会長から説明が行われるが、行事の後援承認や審議会等への委員の推薦などの説明も行われ、情報伝達中心の会議になっている場合がある。
- ・ 経験の浅い地区民児協会長がベテランの地区民児協会長からアドバイスを得たり、他の地区民児協定例会の運営方法等をお互いに知り、意見交換を行う機会が必要である。

【参考】

- | | |
|------------|---|
| ・ 市民児協理事会 | 区民児協会長と区民児協副会長２名で構成（計２４名）
毎月第１木曜日に開催 |
| ・ 区民児協評議員会 | 地区民児協会長で構成、毎月第２週に開催 |
| ・ 地区民児協定例会 | 毎月下旬に開催 |

4 専門機関によるサポート体制の強化

① 広島市くらしサポートセンターとの連携強化

■ 取組の方向性

- ・地区民児協の定例会や研修会に、生活困窮者自立相談支援機関「広島市くらしサポートセンター」（市が市社協に委託）の職員等が出向き、生活困窮者自立支援制度の説明や支援の実例紹介を行い、民生委員・児童委員との連携強化を図る。

《理由》

- ・くらしサポートセンターは、生活に困窮している世帯の抱えている課題を総合的に評価・分析（アセスメント）し、それぞれの世帯に応じた支援プランを作成した上で、生活、就業、住居、家計等に関する伴走型支援を行っており、民生委員・児童委員にとって対応が難しい世帯等のつなぎ先・相談先として有効である。
- ・くらしサポートセンターの役割の周知を図ることにより、民生委員・児童委員が早期に相談しやすくなる。

【参考】生活困窮者自立支援制度

- ・平成 27 年 4 月施行の生活困窮者自立支援法に基づく制度。生活困窮者自立相談支援機関「広島市くらしサポートセンター」（市社協）において、生活保護を受給するまでではないものの、様々な理由で生活に困窮している相談者と信頼関係を築いた上で、一人ひとりの状況にあわせ、生活・家計の相談、就労や住居確保、子どもの学習等の支援、サービスの窓口に同行するなどの支援を行っている。
- ・くらしサポートセンターにおける平成 28 年度の新規相談件数
1,755 件（うち民生委員・児童委員からのつなぎ 14 件）
- ・くらしサポートセンターの職員等による地区民児協への事業説明実績
平成 29 年度末までに 100 民生区中、43 民生区で実施

② 区役所厚生部の再編

■ 取組の方向性

- ・区役所厚生部に「地域支えあい課」を設置し、地域福祉の担い手となる地域団体、保健医療関係団体、地域包括支援センターなどを一元的に所管することにより、民生委員・児童委員を始めとした地域の関係者との協力体制を構築し、地域団体、住民、行政が連携を図り、地域の課題解決に向けた取組を行いやすくする。
- ・地域支えあい課に概ね２つの小学校区を担当する「地区担当保健師」を配置し、地域における訪問指導・健康相談などを充実させ、地域住民が自助・共助の活動を安心して行いやすくしていく。

《理由》

- ・現在の区役所厚生部は、地域団体を所管する部署が分散しており、また、様々な課題を複合的にもつ地域や世帯に対し、高齢者、子ども、障害者といった対象ごとにそれぞれ支援を行う体制となっている。

③ 地域包括支援センターの体制の強化

■ 取組の方向性

- ・高齢者人口の増加に伴い、職員配置を増員するほか、ICTを活用して地域包括支援センターの業務の効率化と負担軽減を図り、同センターが民生委員・児童委員を始めとする地域の様々な福祉関係者からの相談に対し、専門性をより一層発揮して支援する体制を強化する。

《理由》

- ・日常生活圏域内の高齢者人口が一定数に達した場合、相談対応等の増加が見込まれることから、職員体制を増強する必要がある。
- ・地域包括支援センターには、地域の通いの場や生活支援サービス等の地域資源のマップ化や、地域介護予防拠点における参加者の体力測定結果のデータ化など、相談業務以外の事務の負担も多くある。
- ・ICTを活用して、マップ化のための地図アプリの導入や、体力測定結果の集計・評価ツールの整備を進め、事務の負担を軽減する必要がある。

【参考】

《地域包括支援センター》

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域での生活を総合的に支援する機関として、広島市が委託した社会福祉法人や医療法人等が設置運営している。
- ・市内の41か所に設置され、1か所当たり4～7人の専門の職員（保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員）が配置されている。このうち、介護支援専門員については、平成29年度に1名ずつ新たに配置。
- ・上記の職員配置に加え、高齢者地域支え合い事業の実施に伴い、平成28年度までに全地域包括支援センターに職員を1名ずつ増員した。
- ・介護予防ケアプランの作成、高齢者やその家族への相談・支援、高齢者虐待の防止と早期発見、地域の介護支援専門員への支援や、医療機関、介護サービス事業所、地域団体等とのネットワークづくりを行っている。

《地域介護予防拠点》

- ・地域団体（町内会・自治会、地区社会福祉協議会など）が実施する地域高齢者交流サロンのうち、週1回以上、いきいき100歳体操などの運動を中心とした介護予防に取り組んでいるもの。
- ・上記の職員配置に加え、拠点の立上げや、継続に向けた支援を行う地域包括支援センターにおいて、平成29年度までに、本事業に対応する職員を1名ずつ増員した。

５ 集合住宅における活動の円滑化策

■ 取組の方向性

① 民生委員・児童委員の役割や活動を理解してもらうための取組

- ・市が主催するマンション管理組合の役員等を対象とした「マンション管理セミナー」に職員が出向き、民生委員・児童委員の役割や活動を紹介する。
- ・マンションの管理組合・管理会社等が加盟するＮＰＯ法人広島県マンション管理組合連合会、（公社）広島県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会広島県本部などの団体に対し、団体の会報等に民生委員・児童委員に関する記事を掲載すること、団体が主催する会合に職員が出向いて民生委員・児童委員の役割や活動を紹介することなどについて協力を求める。
- ・民生委員・児童委員の役割や活動を紹介する際には、マンション内掲示板への情報掲示等の協力も依頼する。
- ・「市営住宅だより」で民生委員・児童委員の役割や活動を紹介する。
- ・大規模マンション新築の情報を得た場合や、活動の難しいマンションがあるという相談が地区民児協からあった場合等には、区役所と民生委員・児童委員と一緒に建築主や管理会社、管理組合理事長などを訪問し、民生委員・児童委員の役割や活動への理解と協力を求める。

② 集合住宅における円滑な訪問活動に向けた取組

- ・市民児協の協力を得て、集合住宅における民生委員・児童委員の活動の好事例やノウハウを収集し、「集合住宅における民生委員・児童委員の活動事例集」を作成する。
- ・市営住宅における民生委員・児童委員活動の課題を民生委員・児童委員から聴取し、関係課と対応策について協議する。

《理由》

- ・集合住宅、特にオートロックマンションにおいては、民生委員・児童委員の訪問活動が難しくなっている。
- ・集合住宅の住民は、町内会・自治会に加入していないことが多く、民生委員・児童委員の役割や活動が知られていない。
- ・一部の地域では、集合住宅における訪問の方法を工夫して円滑に民生委員・児童委員活動をしているが、活動のノウハウがなく苦慮している地域もある。
- ・市営住宅での活動が難しいとの声があるため、負担を感じる事例や困っていることを聴取し、課題を明らかにする必要がある。

【参考】

・ 市の町内会・自治会の加入促進に関する主な取組

項目	内 容
加入促進チラシの配付	町内会加入促進チラシを作成し、転入者や町内会役員等に配付
マンションを対象とした加入促進	マンションの管理組合、管理会社、建築主等に参加促進等への協力を依頼、マンションの新築情報を地域へ提供
不動産関連団体との協定締結	(公社)広島県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会広島県本部と町内会加入促進に関する協力協定を締結。(H28.5)
こむねっとひろしまの活用支援	地域のホームページ作成システムを無償提供し、開設・運用等を支援
小学生向けパンフレットの作成	社会科副読本(小学校3・4年生)への町内会の情報等の掲載(平成 27 年度)にあわせ、町内会の活動を紹介した小学生向けのパンフレットを作成(H27.3)

・ マンション管理組合を町内会と同様に取り扱う事例（千葉市）

千葉市においては、町内会・自治会の連合組織に加入し、管理組合の総会で地域活動を行うことについて議決が得ること等の一定の要件を備えたマンション管理組合について、町内会・自治会と同様に、行政からの回覧等を請け負う委託先とし、市からの委託料を受け取れるとする取扱いを平成 25 年 4 月から開始している（現在 21 団体）。

・ マンション管理組合と町内会・自治会に関する国の考え方

マンション管理組合は建物所有者全員で構成される強制加入の団体である一方、町内会・自治会への加入はあくまでも任意である。

国が示すマンション標準管理規約において、従前は「地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成」との表現があったが、自治会費を管理費として一体で徴収する事例や、自治会的な活動への管理費の支出をめぐる意見対立やトラブル等が生じていた。

こうした実態を踏まえ、国は、平成 28 年 3 月にマンション標準管理規約を改正し、「地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成」との表現を管理組合の業務から削除するとともに、管理組合の業務と町内会・自治会等との活動を混同することのないよう注意する必要があることを示した。

・他都市における町内会・自治会への加入促進条例の主な制定状況

町内会・自治会への加入は強制できないが、集合住宅の建築主に対し自治会への加入誘導等を行うことを求めたり、マンション管理者に対し自治会との連絡調整に当たる担当者を選任することなどを盛り込んだ条例を制定している自治体もある。

自治体名	条例名	制定／改正※
さいたま市	さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例	2012
所沢市	所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例	2014
草加市	草加市町会・自治会への加入及び参加を促進する条例	2015
八潮市	八潮市町会自治会への加入及び参加を進めるための条例	2012
江東区	江東区マンション等の建設に関する条例	2007
品川区	品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例	2016
豊島区	豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例	(2009)
北区	東京都北区集合住宅の建築及び管理に関する条例	2008
荒川区	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例	(2013)
江戸川区	江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例	2005
川崎市	川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例	2014
金沢市	集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例	2008
塩尻市	塩尻市みんなで支える自治会条例	2011
京都市	京都市地域コミュニティ活性化推進条例	2011
西宮市	開発事業等におけるまちづくりに関する条例	(2013)
川西市	川西市地域分権の推進に関する条例	2014
出雲市	出雲市自治会等応援条例	2015
宮崎市	宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例	2016

※公益財団法人日本都市センター2016年発行 機関紙「都市とガバナンス」第26号より引用

※条例改正により、町内会・自治会への加入を促進するための規定が新たに盛り込まれたものは、当該改正が行われた年を括弧書きで表示

6 活動に対する経済的支援のあり方の検討

① 活動費・謝礼金

■ 取組の方向性

- ・民生委員・児童委員活動に要する費用について民生委員・児童委員へのアンケート調査（サンプル調査）を行い、民生委員・児童委員の活動費・謝礼金のあり方について検討する。

《理由》

- ・平成 29 年度に、国の地方交付税積算単価の増額に合わせて、市でも支給額を増額したが、金額が不足しているのではないかといた声がある。一方、民生委員・児童委員から、増額により住民からの要求が増えることを懸念する声もある。
- ・平成 23 年度に市の全ての民生委員・児童委員を対象として行ったアンケート調査において、金額が妥当かどうかの質問に対し、「そう思う」が 14.4%、「少し思う」が 2.7%、「ふつう」48.3%、「あまり思わない」19.8%、「まったく思わない」が 8.0%という結果（未回答 6.8%あり）であった。

【参考】活動費・謝礼金等（個人に対する支給、平成 29 年度実績）

- ・一般委員の①と②は、国の地方交付税積算単価と同額。地区会長の①は市独自の増額。地区会長及び一般委員の③は市独自の支給。

区 分	地区会長	一般委員	内 容
①民生委員活動費	41,182 円	29,500 円	実態把握の活動、要援護者の助言・指導、問題ケースの連絡調整等に要する費用（交通費・電話代等）の実費弁償
②児童委員活動費	29,500 円	29,500 円	
③謝礼金	30,344 円	25,449 円	市が独自に依頼している業務（「福祉のことがわかる本」等の配布）、市主催の行事・事業の広報・参加協力等に要する費用の実費弁償
合計（年額）	101,026 円	84,449 円	

② 地区民児協への補助金

■ 取組の方向性

- ・ 民生委員・児童委員候補者のすそ野拡大に向けて、地区民児協において、地域住民と連携して子ども食堂等の取組を実施する場合、民生委員・児童委員活動の効果的なPRを実施する場合、民生委員協力員が地区民児協に参加する場合などに補助を行うよう、地区民児協への補助金の増額を検討する。

《理由》

- ・ 他団体や住民ボランティアを巻き込んだ子ども食堂やいきいきサロンなどの地区民児協活動は、民生委員・児童委員の候補者の発掘につながる。
- ・ 住民に配布する「民生委員だより」などの広報紙の充実や、関係機関へ配布する顔写真入りの委員名簿の作成、地域活動の際に着用するベストや帽子の作製などの民生委員・児童委員活動のPRの取組を支援していくことは重要である。
- ・ 民生委員協力員が民生委員・児童委員の候補者として地区民児協の定例会に参加する場合があります、資料代等の費用がかかっているため、市で予算措置してほしいという声がある。

【参考】 地区民児協の活動・研修に対する助成（平成29年度実績）

- ・ ①地区民児協への助成と②活動PR事業費をあわせると、1地区民児協当たりの平均交付額は260,000円であり、国の地方交付税積算単価230,000円を上回っている。
- ・ 区によっては、「民生委員だより」の発行経費が②活動PR事業費を上回っている。

区 分	金 額	内 容
①地区民児協への助成 （市民児協への補助金の一部として交付）	1地区民児協当たりの 平均交付額 約215,500円	地区民児協の運営費（定例会の開催、部会活動、他福祉団体との交流活動など）に対する補助。各地区民児協へ交付している。
②活動PR事業費 （市民児協への補助金の一部として交付）	1地区民児協当たり 44,500円	一般市民に配布する「民生委員だより」の発行経費に対する補助。各区民児協へ交付している。
③研修費負担金	民生委員・児童委員 1人当たり 4,000円×定数	地区民児協において、地域の実情に合わせて独自に実施する研修に対する補助（例：施設見学など）。各地区民児協へ交付している。

Ⅲ 民生委員・児童委員活動に関する市民等の理解を促進するための取組

1 市民に対する広報の推進

■ 取組の方向性

- ・市の広報紙「ひろしま市民と市政」の特集面で、民生委員・児童委員の具体的な活動内容を高齢者向けのサロン等の参加者の声などを含めて紹介するとともに、民生委員・児童委員のやりがいも広報する。
- ・市が作成する市民向けチラシについて、今後、市民が地域で安心して暮らしていくためには、民生委員・児童委員の活動が不可欠であり、地域全体でその活動を支えていく必要があることを共感してもらえるような内容に見直すとともに、高齢者向けのサロンや子育てオープンスペースで配布する、マンション内掲示板に掲示するなどの活用方法を示した上で、民生委員・児童委員に配布を依頼する。
- ・市のホームページの民生委員・児童委員に関する記事を充実させるとともに、市のデジタルサイネージ（シャレオ、市役所本庁舎）及び各区役所におけるモニター広告で民生委員・児童委員に関する情報を発信する。
- ・民生委員・児童委員を応援しようとする商店、企業、事業所等や団体、個人等に対し「民生委員・児童委員応援ステッカー」を配布し、入口、玄関等に貼ってもらうことにより、地域全体で民生委員・児童委員の活動をバックアップしていく機運を醸成するとともに、民生委員・児童委員活動をあまり知らない人にもその活動を知るきっかけを提供し、市民の民生委員・児童委員活動の理解の促進を図る。

《理由》

- ・市が実施した「地域福祉に関する市民意識調査（平成 30 年 3 月実施）」において、「民生委員・児童委員の存在は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」と回答した市民が 51.1%、「存在も活動内容も知らない」と回答した市民が 9.2% に上っており、民生委員・児童委員の存在と活動内容が市民に十分理解されていない状況がある。
- ・「民生委員・児童委員は大変」というイメージが社会に広がっていることが民生委員・児童委員の担い手不足の一因となっており、活動のやりがいや喜びをもっと市民に伝える必要がある。

- ・「地域福祉に関する市民意識調査」において、福祉に関する情報の入手先として「市の広報紙」と回答した市民は最も多く、「ひろしま市民と市政」において、民生委員・児童委員の活動を具体的にPRすることにより、多くの市民に民生委員・児童委員の活動を身近に感じてもらうことができる。
- ・市が作成し、民生委員・児童委員に配布を依頼しているチラシについて、子育て世帯向けのチラシは、主に新一年生に配布することで活用が図られているが、一般世帯向けのチラシは、市が統一した配布先や利用方法を示していないため、民生委員・児童委員から活用できていないという声がある。
- ・市民に広く民生委員・児童委員について知ってもらうためには、ホームページに民生委員・児童委員の活動風景の写真などを掲載して、身近に感じてもらえる内容とするほか、デジタルサイネージ等で情報を発信し、市民が市役所や区役所に来庁する機を捉えて広報する必要がある。
- ・民生委員・児童委員が地域で一層充実した活動を行っていくためには、地域全体で民生委員・児童委員の活動を応援しよう、支えようという機運の醸成に取り組む必要がある。

【参考】

広島デジタルサイネージ推進事業

- ・駅や公共施設等人が集まりやすい場所に、ポスターなどの代わりにディスプレイを設置し、動画・写真・文字などを組み合わせた情報を見ることができるもの。
- ・市のデジタルサイネージは、現在、シャレオと市役所本庁舎（1階東側と西側玄関）の2か所に設置され（7台）、行政情報や地域情報等を市民等に提供している。
- ・表示する情報は民間事業者等と共有しているため、内容によっては、民間事業者等が所有するデジタルサイネージでも表示される場合がある。

区役所におけるモニター広告

- ・民間の広告会社が、区役所1階のロビー等にモニターを設置し、行政情報と一般企業等の広告を組み合わせで放映しており、現在、佐伯区のみで民生委員・児童委員に関する情報（静止画）を放映している。

2 関係団体に対する民生委員・児童委員活動の理解の促進策

■ 取組の方向性

- ・広島市社会福祉協議会、広島市老人クラブ連合会等の関係団体に対し、団体の会合等に職員が出向いて民生委員・児童委員の役割や活動を紹介することへの協力を依頼する。
- ・区コミュニティ交流協議会の会合等で、民生委員・児童委員の役割や活動を紹介するとともに、各構成団体の会合等に職員が出向いて民生委員・児童委員の役割や活動を紹介することへの協力も併せて依頼する。
- ・関係団体等に役割や活動を紹介する際は、民生委員・児童委員を正しく知ってもらうため、民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱されて活動していること、無報酬で活動するボランティアであること、法律上の守秘義務を有していること、専門機関へのつなぎ役であることを伝える。
- ・関係団体向けに、活動状況を具体的に示したチラシを作成するほか、活動を分かりやすく紹介するため、全国民生委員児童委員連合会が作成した「あなたのまちの民生委員・児童委員～地域の身近な相談相手～」のDVDを活用する。

《理由》

- ・社会福祉協議会及び町内会・自治会は、民生委員児童委員協議会とともに民生委員・児童委員の推薦母体であるが、役員が短期間で交代することがあるため、民生委員・児童委員の役割や活動が十分に理解されていないことがある。
- ・地域の関係団体に民生委員・児童委員の役割や活動を正しく理解してもらうことにより、民生委員・児童委員活動を円滑に行うことができ、見守り活動等における地域での連携・協力体制の確保につながる。

【参考】区コミュニティ交流協議会

- ・区内の各種地域団体が相互に密接な連絡・調整を図り、共同してコミュニティ活動を推進するために設立された会で、区内の社協、連合町内会、民生委員児童委員協議会、女性団体連合会、青少年健全育成連絡協議会、子ども会連合会、老人クラブ連合会、PTA連合会、母子寡婦福祉会、学区体育団体連合会、公衆衛生推進協議会、保護司会、交通安全運動推進隊など様々な団体が構成員となっている。

３ 民生委員・児童委員による周知活動に対する支援

■ 取組の方向性

- ・ 民生委員・児童委員活動の効果的なＰＲを実施する場合などに補助を行うよう、地区民児協への補助金の増額を検討する。
(活動しやすい環境づくりのための取組のうち、「活動に対する経済的支援のあり方の検討」の項目から再掲)
- ・ 市民生委員児童委員協議会による民生委員・児童委員の存在や活動についての周知活動強化の取組に協力する。
- ・ 区・地区民生委員児童委員協議会が発行し、住民に配布している広報紙「民生委員だより」について、紙面づくりに関し市の広報担当課からの助言を得る、研修を実施するなど、紙面の充実に向けて必要な協力を行う。

《理由》

- ・ 平成 29 年の民生委員制度創設 100 周年を契機として、近年、民生委員・児童委員自身からもＰＲが重要であるとの声が高まっている。
- ・ 住民に配布する「民生委員だより」などの広報紙の充実や、関係機関へ配布する顔写真入りの委員名簿の作成、地域活動の際に着用するベストや帽子的の作製などの民生委員・児童委員活動のＰＲの取組を支援していくことは重要である(再掲)。
- ・ 市民生委員児童委員協議会でも、今後、周知活動の強化に向けて取り組むこととされており、事務局を務める市としても、取組の推進に向けて、課題の整理や意見の集約等に積極的に協力する必要がある。
- ・ 「民生委員だより」の記事の作成や編集に当たり苦勞している民生委員・児童委員も多いが、参加した研修や行事の報告、感想などの記事が多く、民生委員・児童委員自身からも、十分なＰＲに結びついていないのではないかと声がある。
- ・ 「民生委員だより」の充実に向けて、経済的支援だけでなく、紙面づくりに関しての協力を行う必要がある。

＜参考資料＞

広島市民生委員・児童委員に関する懇談会開催要綱

（目的）

第1条 本市における民生委員・児童委員の担い手の確保及び活動しやすい環境づくりに向けて、効果的な施策の推進を図るため、広島市民生委員・児童委員に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

（内容）

第2条 懇談会においては、次に掲げる事項についての意見を聴取する。

- (1) 民生委員・児童委員の担い手の確保に関すること。
- (2) 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりに関すること。
- (3) 民生委員・児童委員活動に係る市民等の理解の促進に関すること。

（委員の構成）

第3条 懇談会は、次に掲げる者の出席をもって開催する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

（会議）

第4条 懇談会は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 懇談会は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 懇談会は、必要に応じて、関係者に対し、資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 懇談会の庶務は、健康福祉局地域福祉課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月5日から施行する。

広島市民生委員・児童委員に関する懇談会 委員名簿

(平成30年8月現在 五十音順 敬称略)

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
あぶらの はつね 油 野 初音	広島市古田地域包括支援センター センター長	
かわぐち たかし 川 口 隆司	NPO法人コミュニティーひゅーるぽん 理事長	
こだま ごろう 児玉 吾郎	公益財団法人広島市老人クラブ連合会 会長	
ささき しげもり 佐々木 繁 盛	広島市民生委員児童委員協議会 会長	
すずかわ ち か こ (鈴 川 千賀子)	(社会福祉法人広島市社会福祉協議会事務局 福祉課長)	平成30年4月18日付け で委員を辞任
たち ゆきこ 田地 ゆき子	広島市民生委員児童委員協議会 理事	
たなか こういちろう 田中 浩 一 郎	一般社団法人広島青年会議所 魅力溢れる広島 創造室長	
つきむら よしこ 月 村 佳子	広島市地域女性団体連絡協議会 会長	
てらお かずひで 寺尾 一 秀	社会福祉法人広島市社会福祉協議会 副会長	
ひらい あつこ 平井 敦子	株式会社中国新聞社 文化部デスク	
ほった みのる 堀田 稔	広島文化学園短期大学保育学科 特任教授	座長
みむら せいじ 三村 誠司	社会福祉法人広島市社会福祉協議会事務局 地域福祉推進課長	平成30年5月7日付け で委員に就任
みよし たかこ 三好 尚子	元広島市PTA協議会 専務理事	

広島市民生委員・児童委員に関する懇談会 開催経過

開催日	内 容
平成 30 年 1 月 19 日	第 1 回懇談会 ・ 民生委員・児童委員の現状・役割と課題について
1 月 29 日	第 2 回懇談会 ・ 民生委員・児童委員の担い手の確保について
3 月 30 日	第 3 回懇談会 ・ 民生委員・児童委員の担い手の確保のための取組（修正案）について ・ 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりについて
5 月 25 日	第 4 回懇談会 ・ 民生委員・児童委員の担い手の確保のための取組（再修正案）について ・ 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりのための取組（修正案）について ・ 民生委員・児童委員活動に関する市民等の理解の促進について
8 月 8 日	第 5 回懇談会 ・ 民生委員・児童委員活動に関する市民等の理解の促進のための取組（修正案）について ・ 「広島市民生委員・児童委員に関する懇談会」とりまとめ結果（案）について

広島市民生委員・児童委員に関する懇談会における主な意見

第1回懇談会

民生委員・児童委員の現状・役割と課題について

- ・候補者の推薦に行政が積極的に関わってほしい。
- ・町内会長が短期で代わる町内会は、町内会長が地域を把握できず、民生委員・児童委員の活動への理解も足りないことがある。民生委員・児童委員候補者を推薦できないという声や高齢者の見守りも民生委員でなくてもよいのではないかという声がある。町内会とは日頃からつながりを持つことが大切。町内会長に定例会に来てもらい、活動を理解してもらえるようにしている。
- ・市営住宅については、入居者の入れ替わりが多いため世帯の状況把握が難しい。活動がしやすくなるよう建築課等と協議してほしい。
- ・マンションなどではセキュリティが厳しく、訪問が難しい。
- ・ある区では、民生委員・児童委員の顔写真を載せた、地区民児協だよりを配布しているほか、顔写真入りの委員名簿を作成して関係機関に配布している。周知の努力をしっかりとしていかなければならない。
- ・候補者の確保が難しいときには、選考委員会を作るとよい。選考委員になった人が協力するようになるし、候補者が地域に認知されて活動しやすくなる。
- ・ある区では社協と民児協で福祉懇談会を開催し、お互いの理解に努めている。
- ・老人クラブは推薦団体でなくなり、民生委員・児童委員が決まってから初めて知るという状況。地域の役員同士が候補者について話す場を持つことは大切である。
- ・PTAの役員探しも同じような状況であり、住民に活動内容を知らせることは大切である。民生委員・児童委員とPTA役員は、学校協力者会議などで顔を合わせる程度だが、関係者が集まる会議を開催したらよいと思う。
- ・民生委員・児童委員が不要だと言われる方に対しては、民生委員・児童委員が粛々と活動をし、それを地域がバックアップしながら地道に活動することで理解していただくしかない。
- ・広報よりも、活動のしにくさを解消することがまず大切である。困難なケースを抱えた委員を支援し、活動を後押しするような仕組みづくりが必要である。
- ・ある地域では、平成19年から、民生委員・児童委員と地域包括支援センターとケアマネージャーの三者会議を開いており、ひとり暮らし高齢者については、本人の同意を得て、民生委員・児童委員とケアマネージャーが情報を共有している。
- ・地域包括支援センターが作成する社会資源マップに民生委員・児童委員の顔写真を載せて配布している。
- ・高齢者地域支え合い事業を4小学校区全てで開始している。民生委員・児童委員からこの事業があるから楽になったと言ってもらえるようにしたい。

- ・ 個人情報地域でどうやって共有していくかを整理していくと活動しやすくなるのではないかな。
- ・ 民生委員・児童委員を支える役割となる人を増やしたり、民生委員・児童委員をフォローする専門職を配置したりして、民生委員・児童委員をサポートしていかないとけない。
- ・ 事務局からの資料によると、広島市の民生委員・児童委員は他の政令市と比べてしっかり活動されている。
- ・ 担い手を確保するためには、日常的に地域の人材を把握しながら、選考委員会を開くなど、いろいろな組織・団体が関わっていくことが必要である。
- ・ 民生委員・児童委員は縁の下での力持ちとして活動されている面が多く、市民の目には見えづらい。いかに活動を理解してもらうかが重要。

第2回懇談会

民生委員・児童委員の担い手の確保について

(1) 年齢要件、住所要件の見直しについて

- ・区域担当の新任者の年齢要件を原則68歳未満に変更する案について、候補者が見つけやすくなると思う。
- ・区域担当の再任者の年齢要件は、健康面などから、現行のままだが妥当。主任児童委員の年齢要件は、学校への出入りの面から、現行のままだが妥当。
- ・住所要件を緩和する案について、民生区内で適任者が見つからない場合、民生区外の方でも、地域で長く店舗を構えているとか、地域で仕事をしていて住民のことをよく分かっている方であれば、地区推薦母体からの推薦を認めてもよいのではないか。

(2) 市の再任用職員の就任を可能とする条件設定について

- ・福祉関係の職員が就任した場合、要支援者が福祉サービスを申請する場合などにおいて、民生委員・児童委員の活動と市の職務の峻別が難しい。このため、福祉関係以外の再任用職員について就任可能とすることを検討するのがよい。

(3) 各地区における定数の適正化、主任児童委員の定数増について

- ・地区民児協からの要望を待つだけでなく、市が対象区域を選定し、区及び地区民児協に区域担当の定数変更の検討を依頼する案について、この場合も、町内会ごとの方が活動しやすいなどの地域の実情をよく勘案することが大事である。
- ・区域担当が40人以上いる民生区は規模が大きすぎるので、民生区の変更を検討する手続を定める必要があるのではないか。

(4) 幅広く多くの候補者を確保するための方策について

① 区役所と地域の関係団体の協力体制の構築

- ・区役所と地域の関係団体で連絡調整会を設けて、課題、スケジュール、進捗状況等を共有し、協力しながら、候補者の確保、推薦を進めていく案はよいが、連絡調整会を全ての地区で設ける必要はなく、欠員のある民生区と欠員が見込まれる民生区で設ければよい。
- ・連絡調整会では、民生委員・児童委員の活動をできるだけ数値化して示し、民生委員・児童委員が地域の財産であることを関係団体に理解してもらうことが重要。
- ・地区推薦団体（町内会又は自治会等、社協、民児協）のうち、1つの団体の会長がどうしても候補者を了承しない場合に、他の関係団体が全て了承すれば推薦できるようにするなど、何らかの事情で1つの団体の会長に了承してもらえない場合の例外的な対応策が必要ではないか。

② 候補者を募集し、応募者があれば地区推薦母体に紹介する仕組みのモデル実施

- ・公募を希望した地区民児協に限った取組ということだが、応募者を面談で断る場合のことを考えると、応募者と面談を行う際は、行政も加わってほしい。
- ・応募者に対する一定の基準を設けることや、民生委員・児童委員を正しく理解してもらった上で応募してもらう仕組みが必要である。

(5) 公務員OBの就任促進について

- ・公務員OBには民生委員・児童委員に積極的になってもらいたい。
- ・公務員OBが全て適任者とは限らないので、公務員OBに誰でも民生委員・児童委員になってもらうということではなく、地域から推薦された場合には必ず就任してもらうということだと思う。

(6) その他の意見

- ・困っているときに行政に相談しても、「地域のことだから」と言われることがあるが、行政は民生委員・児童委員と同じ目線に立ち、活動を支援してほしい。
- ・新しく600世帯のマンションが建設中であるが、大きなマンションには、民生委員・児童委員を選任することを義務付けることはできないのか。
- ・民生委員協力員制度を利用するなど工夫すれば担い手が出てくるのではないかな。

第3回懇談会

民生委員・児童委員の担い手の確保のための取組（修正案）について

民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりについて

(1) 区役所と地域の関係団体の協力体制の構築に関する修正案について

- ・地区推薦母体である町内会・自治会と社協にもっと推薦母体であるという意識をもってもらい必要がある。

(2) 高齢者地域支え合い事業の推進について

- ・小学校区単位でやるとなると、地域をまとめるのが大変なので、最初は一つの町内会などの小さい区域から開始していくとよい。
- ・町内会役員がチラシを配るだけでは、なかなか登録件数は増えない。民生委員・児童委員も訪問して説明するなどのフォローが必要ではないか。
- ・地域包括支援センターという公の機関が事務局となることで、見守りに関する民生委員・児童委員と地域との情報共有がスムーズにいくようになった。
- ・地域によって、この事業に民生委員・児童委員が協力してくれるところもあるし、負担になるというところもある。
- ・マンション住民や町内会未加入者をどうするかなど、まだまだ課題も多い。
- ・見守りを拒む住民もいるが、地域の中で、みんなでゆるやかに見守ろうということを確認することも大事である。

(3) 民間事業者と連携した見守りネットワークの形成について

- ・民間事業者との連携は必要。全市的に民間事業者に働きかけて進めてほしい。

(4) 65歳以上の高齢者の状況確認調査の見直しについて

- ・対象年齢について、70歳以上がよいとの意見もあったが、75歳以上がよいという意見が多かった。
- ・見守り等の支援が必要な方については、調査の際に口頭で同意を得て、地域包括支援センターだけでなく、町内会、社協、老人クラブなど地域の見守り活動の主体にも情報提供することが重要である。

(5) 地区民児協定例会におけるケース検討の充実について

- ・ケース検討の手引きやマニュアルを作るとよいのではないか。
- ・ケース検討も大事だが、新任委員が質問しやすい定例会とすることや、日々の活動で困っていることなどを話し合い、みんなで解決していくという雰囲気づくりが必要ではないか。
- ・委員就任後4年目で会長になる方もおられるので、会長研修で定例会の進め方などを話し合う必要がある。

(6) 専門機関によるサポート体制の強化について

- ・くらしサポートセンターという相談先があることは分かっているけど、どういふことを相談したらいいか分からない民生委員・児童委員も多いのではないかな。地区民児協の定例会などでさらに周知を図り、身近に感じてもらいたい。

(7) 集合住宅における活動の円滑化策について

- ・集合住宅が建築されるという情報が市から地元に入ったら、すぐに動くということを徹底しておけば、業者も対応してくれるし、スムーズに町内会との連携が図れる。
- ・市から管理組合の団体にしっかり説明してもらい、管理組合との関係づくりを進めるのが大事。行政がマンションの関係団体に働きかけることと、地域が動くことの両面で進めていく必要がある。
- ・マンションの管理者が町内会・自治会との連絡調整に当たる担当者を選任することについて、市の条例で後押ししてほしい。
- ・民生委員・児童委員、社協の会長、町内会長と市と一緒にマンションの建築主等を訪問してくれると心強い。

(8) 活動に対する経済的支援のあり方の検討について

- ・活動に当たり、エリアが広いと交通費等がかかる。活動費・謝礼金は難しいが、地区民児協への補助金の金額については、エリアごとに金額を変えることで調整できないかな。
- ・会費の額が、区・地区によって異なっている。状況把握が必要である。

(9) その他の意見

- ・日曜日に認知症の人が行方不明になるケースがあり、とても困った。

第4回懇談会

民生委員・児童委員の担い手の確保のための取組（再修正案）について

民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりのための取組（修正案）について

民生委員・児童委員活動に関する市民等の理解の促進について

(1) 民生委員・児童委員の担い手の確保のための取組に関する再修正案及び民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりのための取組に関する修正案について

- ・民生委員・児童委員の担い手を確保するためには、現状の活動に要している時間や担っている役割について再考し、活動しやすさを確保することが必要である。
- ・民生委員・児童委員が行政や地域社会から求められる役割は増えており、報酬を支払う仕組みにしてはどうかという意見を聞いたことがある。
- ・忙しくてしんどい思いをしながらも、困っている住民を放っておけないのが民生委員・児童委員なので、行政がしっかりバックアップすることが重要である。
- ・民生委員・児童委員がそれぞれ抱える地域の課題を解決するために、行政と課題を共有する場が必要ではないか。
- ・民生委員・児童委員は、ボランティアとされているが、行政からの依頼業務や、出席を求められる会議、研修が多いなど、全くのボランティアと言えない面があるのではないか。
- ・民生委員法等により行政機関の業務に協力することが職務の一つとされている点で、一般のボランティアとは異なっているが、民生委員・児童委員の基本的性格は、自主性・奉仕性・地域性であるとされ、自発的に活動するという面と、行政からの求めに応じて活動するという面が共存する制度であることを認識する必要がある。

(2) 広報の対象者について

- ・若い人には、民生委員・児童委員のことを、なかなか自分のこととして関心を持ってもらえないが、民生委員・児童委員が幼稚園や小学校に出向いて話をするすることで、保護者に身近に感じてもらうことができる。入学式に出席し、紹介してもらうだけでも違う。
- ・支援を必要とする人にこそ、なかなか必要な情報が伝わらない現実がある中で、その周囲の人々が民生委員・児童委員について知っているということが重要である。

(3) 広報の手法、内容等について

- ・民生委員・児童委員自らも、地域住民や関係団体に役割と活動を知ってもらうよう努力する必要がある。
- ・民生委員・児童委員は専門機関へのつなぎ役であること、活動するに当たり守秘義務があることを強調すべき。

- ・マスコミを使った広報もよいが、高齢者のサロンなどの広報したい対象者が集まる場や機会を捉え、そこに出向いて直接伝えると効果が高い。
- ・地域福祉の時代であると言われて中、地域の人達にとって大切な民生委員・児童委員を地域の人々で支えていかないといけない、というメッセージが必要であり、そのメッセージに共感してもらえるようなチラシや、「私たちは民生委員・児童委員の活動を応援しています」というステッカーを作って家々の玄関に貼ってもらうといった取組をしてはどうか。
- ・民生委員・児童委員の活動を紹介するDVDを作成してはどうか。

(4) 関係団体との連携等について

- ・社協とも協力して、民生委員・児童委員の活動を「社協だより」などにどんどん掲載してもらってはどうか。
- ・認知症サポーター養成講座などの行事の広告、チラシにおいて、地域包括支援センターと民児協が共催していることを掲載すると効果的である。
- ・民生委員・児童委員がしっかり地域と関わっていれば、課題を有する住民が見えてくるし、地域包括支援センターにとっても、民生委員・児童委員と連携することで、地域のことが見えてきて、必要な支援について話し合う地域ケア会議につながる。
- ・東区では厚生部の組織が変わったが、地区担当保健師が民生委員・児童委員や地域包括支援センターと連携し、顔の見える形で地域と関わっていくシステムになるとよいと思う。
- ・一斉改選に向けて、関係団体の十分な理解・協力が得られるよう、職員が出向いて働きかけをしていかないといけない。関係団体向けに、民生委員・児童委員の具体的な活動内容が分かり、活動状況が数字で見えるようなチラシがあるとよい。

第5回懇談会

民生委員・児童委員活動に関する市民等の理解を促進するための取組（修正案）について

広島市における民生委員・児童委員の担い手の確保、活動しやすい環境づくり等に向けた提案（案）について

(1) 民生委員・児童委員活動に関する市民等の理解を促進するための取組（修正案）について

- ・民生委員・児童委員を地域の人々で支えていかないと共感する気持ちと、活動に感謝する気持ちを一緒に醸成していくことが大切である。
- ・「民生委員・児童委員応援ステッカー」の配布は、民生委員・児童委員を応援する機運を商店や企業、事業所や個人に広げていくことに意味がある。
- ・ステッカーを配布する際は、民生委員・児童委員の活動を説明する文章等と一緒に配布し、商店等に置いてもらうと効果的ではないか。

(2) 1つの推薦団体がどうしても民生委員・児童委員の候補者を了承しない場合に例外的に推薦を認める取扱いを設けることについて

- ・例外的取扱いにより民生委員・児童委員に就任しても、その後の地域における活動が難しいという市民児協の意見を踏まえると、まずは継続して民生委員・児童委員活動に対する理解を得る努力をしていくことが必要である。
- ・民生委員・児童委員の活動は地域活動なので、皆が納得して進めていくことが大切。
- ・懇談会の提案としては、例外的取扱いの案を盛り込まない方がよい。

(3) 65歳以上の高齢者の状況確認調査の見直しについて

- ・調査対象である65歳以上の人の人数が増えすぎて負担になるため調査対象を75歳以上とするとの見直し案については、調査項目と調査期間を見直した上で、対象年齢はこれまでどおりとしてほしいという市民児協の意見を踏まえると、懇談会の提案には、対象年齢を明記しない方がよい。

(4) 「広島市における民生委員・児童委員の担い手の確保、活動しやすい環境づくり等に向けた提案（案）」について

【担い手の確保について】

- ・民生委員・児童委員の推薦団体である、町内会・自治会、社協、民児協の3団体がみんなで候補者を探すという共通認識を持ち、3団体で一緒に頼みに行くところまですると、候補者は見つかるのではないか。

【活動しやすい環境づくりについて】

- ・地域には、これまで町内会、地区社協、老人クラブ等と民生委員・児童委員が取り組んできた見守り活動がある。高齢者地域支え合い事業により、地域包括支援センターが新たに見守りを作っていくのではなく、現にある見守り活動にどのように地域包括支援センターが連携していくかということが大事である。

- ・個人情報の取扱いについて分かりやすく整理し、しっかり本人の了解を得ながら、町内会や地域包括支援センターと情報共有していく必要がある。
- ・業務が多い中で、地域では対応困難な問題を民生委員・児童委員が抱えることがあり、専門機関によるサポート体制の強化は非常に重要である。地域包括支援センターの職員を行政が継続的に確保する必要がある。
- ・新たにマンションができるという時には、少しでも早く建設会社や管理会社にアプローチすべきである。管理人とも良い関係を築けば、ポスティングなども協力してもらえる。
- ・市営住宅については、せめて部屋番号くらいは民生委員・児童委員が把握できるようにしないと、活動に支障がある。
- ・これから地域共生型社会になり、地域にいろんなことが下りてくる。民生委員・児童委員がパンクすることのないよう、業務量と業務内容の見直しについても検討すべきである。

【民生委員・児童委員活動の理解の促進について】

- ・民生委員・児童委員も小学校へ出向き、ゲストティーチャーとして、こういうことをしていると話していかなければならない。子どものころから民生委員・児童委員に対する理解を進める必要がある。また、保護者も来ている場面で、短いスピーチでよいので、民生委員・児童委員が話をする機会をもっと積極的に作っていくとよいのではないか。
- ・民生委員・児童委員は大変だというメッセージばかりが伝わると担い手が少なくなる。活動していてこんないいことがあったとか、地域でいかに役に立っているかというプラスの側面も伝えていけるとよい。
- ・民生委員・児童委員に一番身近な町内会長と社協の方にきちんと活動を説明し、理解してもらって、地域全体にその理解を広げていく必要がある。
- ・民生委員・児童委員が地域で顔を知ってもらうためには、民生委員・児童委員にそうしなさいと言っても難しく、周りの関係者が声をかけ、協力する必要がある。

【今後に向けた期待など】

- ・7月の豪雨災害では、ボランティアセンターや避難所の運営等で民生委員・児童委員が非常に活躍されていた。災害時には、民生委員・児童委員がいるからこそ、地域が守られていると改めて実感する。みんながもっと活動を理解し、発信していったら、民生委員・児童委員が誇りを持って活動できるような環境づくりが重要ではないか。
- ・地域包括支援センターと民生委員・児童委員は、お互いに悩みを共感できる部分が多い。これからも一緒に地域づくりをやっていききたい。
- ・みんなが連携し合って、子どもやお年寄りを見守っていくことが非常に大切である。地域で顔見知りが増えると、輪が広がり、住みやすいまちづくりにつながるのではないか。
- ・行政は、民生委員・児童委員に対しての感謝や、理解度、支援度、協働力をもっと高めていくべきである。
- ・今後は、この懇談会の提案が、民生委員・児童委員活動の見える化につながり、民生委員・児童委員と様々な団体とのネットワークが広がるための一歩となることを期待する。